

ID: 180

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名根 拠条項	八頭町フルーツの里食文化伝承館条例 第5条第1項
例規番号	平成17年条例第139号

## 【根拠条文】

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に 係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

## 【基準】

根拠条文、第6条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。

(利用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 食堂用店舗以外の用に供するとき。
- (2) 前項のほか、施設の管理上支障があるとき又は町長が適当でないと認めるとき。

(公の施設の利用における措置)

第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(付属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

1日

備考

	T-4-00 K = U 1 U		F		
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	十 年	月	Ħ